

2024

11

KAWASAKI

川崎南法人会だより

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索



<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：(一社)川崎市観光協会 提供 場所：富士見公園

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

令和7年度税制改正に関する提言	2
法人税の電子申告	5
相続した株式を会社へ売却	6
不整脈の治療	7
eLTAX(エルタックス)	8
活動報告	9
法人会からのお知らせ	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

令和7年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- 「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
 - (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
 - (2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の前年規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
 - (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と用途の透明化。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁

による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- 国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産につい

ての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

● 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

● 日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事

務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は**74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」
に動画を掲載しています。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



税のQ&A

相続した株式を会社へ売却、 …みなし配当 or 譲渡所得!?

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 相続した非上場株式をその発行会社（特定同族会社）に売却。

本年9月に母が亡くなりました。相続人は兄甲と私乙の2人です。主な遺産は、12年前に父が亡くなった際に相続したA株式会社（非上場：取引相場のない）株式30,000株で、不動産その他と合わせて総額2億円余り（＝相続税評価額ベース）になります。

A株式会社は亡父が主宰していた特定同族会社で、現在、兄甲が引き継いで代表取締役として経営しております。私乙は別に仕事を持っていますので、A社株式を所有して経営に参画する気は全くありません。が、遺産を兄甲となるべく公平に分割するために、不動産を時価評価（相続税評価額の25%増）した上で私乙が相続し、加えて、A社株式5,000株（＝2,250万円：1株当たり相続税評価額4,500円）を相続することになりました。

この遺産分割に基づいて相続税額を計算すると、私乙の課税価格は8,750万円相当額となり、約1,462万円の納税額となります。納税資金がありませんので、A社株式5,000株を換金したいのですが、兄甲は買い取り資金をすぐには用意できないということなので、資金に余裕のあるA株式会社に5,000株全部売却（1株当たり4,500円）したいと考えております。

この場合、課税関係はどうなるでしょうか？

A株式会社の1株当たり資本金等の額は500円です。

A. 相続開始日から3年10か月以内の売却の場合、みなし配当課税ではなく、譲渡所得課税。

A社株式のような特定同族会社（非上場）株式の相続税評価額は、継続企業を前提（類似業種比準価額）としつつも解散価値（純資産価額）を考慮するという方式によっているので、業績好調の会社や多額の含み益を有する資産を保有する会社の株価は高額となる。また、売主及び買主とも限定されるので売買取引事例が僅少で、換金するのに非常に困難な財産の一つである。高い評価額かつ換金性困難では、経営を担う中心的同族株主以外の者が相続または遺贈により取得した場合には、有難迷惑でもあり、《設例》のようなケースが生じることになる。

相続に限らず、所有する非上場株式をその発行会社に譲渡した場合、**原則として**、取引実態は発行会社から株主への資本の払戻し及び剰余金の分配とされ、その譲渡価額のうち資本金等の額を超える部分は配当金とみなされ、**配当所得として課税**されることになる（所法25①4）。つまり、1株当たり譲渡価額4,500円－1株当たり資本金等の額500円＝**4,000円がみなし配当**となり、4,000円×5,000株＝**2千万円が配当所得**として課税される。他の所得と合算して確定申告することになるが、配当控除及び源泉徴収税額控除の適用がある。

ただし、《設例》のように、Ⅰ.相続または遺贈により非上場株式を取得した個人で、相続税額のある者がⅡ.**相続開始日から3年10か月以内に**Ⅲ.発行法人に譲渡した場合には、みなし配当所得としての課税ではなく、譲渡価額全額が譲渡所得の収入金額となり、**一般株式等に係る譲渡所得課税**として扱われる（措法9の7）。これは、『相続財産を譲渡した場合の取得費（加算）の特例』（措法39）を考慮した措置と思われる。

① 譲渡収入金額	1株当たり4,500円×5,000株＝	22,500,000円
② 取得費	1株当たり500円×5,000株＝	2,500,000円
③ 相続税額の取得費加算	1,462万円×2,250万円/8,750万円＝	3,759,428円
④ 譲渡所得金額	①－(②+③)＝16,240,572円→	16,240,000円 （千円未満切捨て）
⑤ 所得税	④×15%＝	2,436,000円
⑥ 住民税	④×5%＝	812,000円
⑦ 合計税額	⑤+⑥＝	3,248,000円

以上のことから、上記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの要件すべてを満たせば、譲渡収入金額2,250万円により、相続税額1,462万円と譲渡所得税及び住民税3,248千円を全額納付可能なので、納税資金を用意できる。しかしながら、《設例》において、相続開始日から3年10か月を超えて譲渡した場合には、配当所得として超過累進税率（最高限度45%＋住民税10%）により課税されるので、納税資金が足りなくなる…恐れ大である。

不整脈の治療

後編



川崎幸病院
循環器内科部長 / 不整脈部門長
三浦 史晴 (みうら ふみはる) 医師

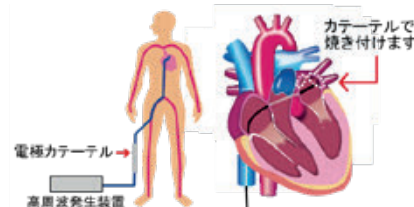


「不整脈」の治療

心房細動を含め不整脈といえば薬物治療が一般的でした。しかし、最近では不整脈に対する薬の副作用や、だんだん効かなくなってくるなど不十分な場合も多いため、不整脈を“根治する”ことを目的とする場合は下記のような薬物療法以外の治療が必要です。不整脈は、軽症から重症なものまであり、根治可能なものも少なくはないため、積極的に治療を行うことが重要です。

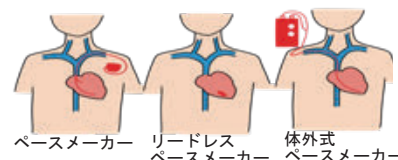
✓ カテーテルアブレーション

カテーテル治療は、不整脈の原因となっている心臓の筋肉(心筋)の一部分を実際に焼き、余分な心筋の電気信号を途絶するものです。足の付け根からカテーテルと呼ばれる細い管を挿入し、カテーテルの先端から高周波を加え、焼灼します。場合によっては冷凍させたりレーザーを用いる場合もあります。心房細動を2泊3日程度の入院で根本的に治すことが可能になってきています。また、治療時間も2-3時間で眠っている間に治療することができます。



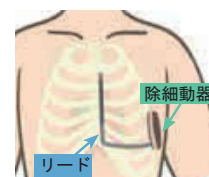
✓ ペースメーカー

ペースメーカー治療とは、心臓に電気刺激を与え続け、心臓のリズムをコントロールする治療法です。当院では、ペースメーカーの状態を自宅にしながら、病院で行うチェックとほぼ同様のチェックを行う「遠隔モニタリング」も導入しており、患者さんの日々の不安解消に役立っています。また、従来のペースメーカーはMRI撮影ができませんでしたが、最近はMRI撮影対応可能な機器も出てきています。



✓ S-ICD (皮下植え込み型除細動器)

植え込み型除細動器治療とは、心臓の不整脈を検知して、電気ショックを与えることで正常なリズムを戻し、突然死を防ぎます。従来の植え込み型除細動器(ICD)は、リード(電線)を心臓の内部に直接挿入する方法が一般的でしたが、S-ICDは心臓の表面に電極を置き、皮下に植え込むタイプです。



✓ CRT-D (心臓再同期療法)

CRT (心臓再同期療法) は、普通のペースメーカーに1本リード(電線)を追加して、心臓の壁(左心室と右心室)がずれて収縮することを調整し、心臓全体がより効率的に拍動するようにします。これにより、心臓のポンプ機能が改善され、血液の循環が向上します。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会
第二川崎幸クリニック
不整脈外来受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月~金 8:00~20:00 土 8:00~17:00 日 8:30~17:00 祝日 8:30~17:00

自宅で! オフィスで!
インターネットで簡単! 地方税を一括手続!
エルタックス

eLTAX

地方税ポータルシステム



eLTAXキャラクター: エルレンジャー

① 付き納付書なら、
地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリから
地方税を簡単・便利に納付できます!

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。(メンテナンス時間を除く)
- 地方税お支払サイトでは以下の納付方法が選べます。
 - ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・ダイレクト納付(口座振替)(※)
 - (※)事前にeLTAXの利用者登録/口座情報登録が必要です。
- スマホ決済アプリからも納付できます。
 - ・各社の決済アプリで直接eL-QRを読み取ってください。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては
地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト



都道府県・市区町村に
地方税に関する申告等を
一括手続

市区町村に
給与支払報告書を
一括提出

国(税務署)にも
源泉徴収票を
一括提出
eLTAXを利用して給与支払報告書
を作成・提出する場合に限る。

選べる納付方法
クレジットカードでも
納付可能
① 付き納付書なら
24時間365日納付可能

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続(申告・申請・納付など)も、eLTAXを利用すれば
複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。(※)

(※)利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の
作成方法などは「動画コーナー」をご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>



エルタックス

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」を
ご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

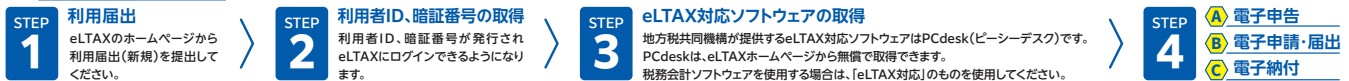
エルタックス eLTAX

eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続(申告・申請・納付など)を行うことができる地方税のポータルシステムです。
オフィスや自宅のパソコンから簡単・便利に地方税の手続ができます。



eLTAXキャラクター: エルレンジャー

ご利用の流れ



A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

- 利用可能な税目**
- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 事業所税
 - 特別法人事業税(地方法人特別税)
 - 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産)
 - 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)

PCdesk Nextを利用する税目

- 地方たばこ税 ■ ゴルフ場利用税 ■ 入湯税 ■ 宿泊税
- 令和6年10月28日～ ■ 軽油引取税
- 令和7年1月6日～ ■ 固定資産税(知事・大臣配分資産、大規模償却資産)

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

- 利用可能な手続**
- 法人設立届出や異動届出等
 - 申告手続に関連した申請・届出

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード、ダイレクト納付(口座振替)、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

- 利用可能な手続**
- 申告手続に関連した納付手続(※)
 - (※)固定資産税(償却資産)を除く

都道府県・市区町村ごとの提供サービスについては
eLTAXホームページでご確認ください。

「給与支払報告書」「源泉徴収票」もeLTAXで簡単に作成・提出できます!

市区町村に提出する「給与支払報告書」をeLTAXで手続すれば
国(税務署)に提出する「源泉徴収票」も同時に作成できます。
あとは…eLTAXで一括提出!



令和6年度分から個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受け取れます!

条件1 給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること

条件2 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること

女性部会・青年部会

夏休み租税教室・映画鑑賞会を行いました

7月24日川崎市産業振興会館に於いて租税教室・映画鑑賞会を開催しました。税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知って頂き、楽しみながら税について学んでもらいました。



司会進行
（有）龍美社 下村 京子さん



青年部会あいさつ
（株）柏屋 瀧上 亜里佐さん



税金のお話
堂本製菓(株) 堂本 典希さん



1億円の紹介
（株）環科研 三見 泰士さん



税金クイズ進行
（有）テーラーマックス
外木 宏明さん



税金クイズ
じゃんけん大会



絵はがきコンクール紹介
ユウホーム 鳥海 郁子さん



閉会のあいさつ
京浜化工(株) 柏木 奈生さん

女性部会 活動報告

連絡協議会セミナー

9月12日

会場：
ローズホテル横浜
講演会：
「私が社長です。」
講師：
アバホテル(株)
取締役社長
元谷 芙美 氏



税務研修会・懇親会

9月20日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ「節税について」
講師：
川崎南税務署
法人課税第1部門
戸田 浩二 統括



青年部会 活動報告

第29回ロボット競技大会

8月25日

会場：
川崎市産業振興会館
毎年「川崎南法人会青年部会長賞」としてお米を協賛しており今年度も新米40kgを賞品として提供しました。



青年部会連絡協議会情報交換会

9月27日

場所：
横浜ホテルプラム
瀧上副会長が健康経営について自社の取り組みを発表しました。



神奈川県青連協合同ゴルフコンペ

9月12日

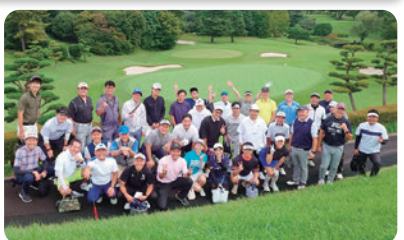
場所：レンブラントゴルフクラブ御殿場
神奈川県下18単位会の青年部会による合同ゴルフコンペが開催されました。



川崎三法人会青年部会合同ゴルフコンペ

9月30日

場所：東京よみうりカントリークラブ
毎年開催しています川崎北・西・南の3法人青年部会合同ゴルフコンペを開催し今年度は川崎南が優勝しました。



源泉部会 研修会

8月21日

会場：川崎南税務署
 テーマ：「最近の源泉所得税の事例について」
 講師：川崎南税務署
 法人課税第2部門
 齋藤 俊也 統括官
 古谷 恒希 上席国税調査官



源泉部会 研修会

9月11日

会場：川崎市産業振興会館
 テーマ：「報酬・料金等の源泉徴収事務」
 講師：
 川崎南税務署
 法人課税第2部門
 古谷 恒希 上席国税調査官



かわさき100ラジ出演

8月26日

川崎南法人会鈴木会長、西法人会田村会長、北法人会井田会長が川崎市市制100周年記念ラジオ番組「かわさき100ラジ」に出演し、法人会をPRしました。



社員研修講座

9月18日

会場：川崎市産業振興会館
 テーマ：「中小企業のための資金調達術総まとめ」
 講師：中小企業診断士
 野見山 佳紀 氏



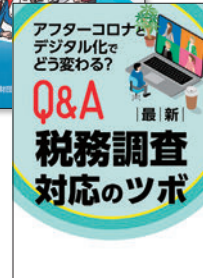
川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

法人会会費の引落しを三井住友銀行の口座振替をご利用の皆様へ

当会会費を三井住友銀行の口座より毎年6月7日引落しさせて頂いている方、現在口座振替処理についてはフロッピーディスクで行っています。この度、三井住友銀行よりフロッピーディスクでの処理については終了するとのお知らせがありました。次年度以降の口座振替の会費納入につきましては、日本システム収納株式会社を利用することとなりました。

そのため、預金口座振替依頼書の再提出が必要となります。既に口座振替依頼書を該当会員に郵送していますのでご返信をお願い致します。

※三井住友銀行の口座を利用している方で、日本システム収納株式会社より6月27日に引落しさせて頂いている場合は再提出の必要はありません。

新入会員のご紹介

(令和6年8月1日～令和6年9月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南3	(株)HACCHI-KING	川村正彦	大島4-1-30-1F	居酒屋	菊三建設(株)
南3	(株)北谷興業	奥原盛幸	大島3-12-11	建設業	大同生命保険(株)
南4	(株)寿設機	佐々木典博	浜町4-14-6-201	プラントメンテナンス	AIG損害保険(株)
中央	北斗テクノ(株)	遠井通輝	本町1-8-3-106	建設工事	AIG損害保険(株)
幸4	(株)otto	鎌田康平	南加瀬3-19-7	飲食業	大同生命保険(株)
中央	(一社)FOURNINES T&T	細見直希	駅前本町11-2-4F	人材教育及びメンタルコーチ	事務局
南2	長谷川工業(株)	長谷川 怜	浅田3-16-8-4	建設業	(有)生稜工業
南4	(株)ワタナベ商事	渡邊忠暉	浜町1-22-7-6	建設業	小向工業(株)
賛助会員	岩崎優介				AIG損害保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

11月

5日(火)

●税を考える週間協賛行事

講師：生田目 静 川崎南税務署長
会場：川崎南税務署
時間：14：00～15：30

6日(水)

●第4回 広報委員会

会場：川崎市産業振興会館
時間：11：00～12：00

8日(金)

●全国青年の集い 福井大会

テーマ：「足し算で生きる
～がんステージ4からの生還～」
講師：元フジテレビアナウンサー
富山 俊太郎 氏
笠井 信輔 氏
会場：サンドーム福井
時間：14：00～15：00

12日(火)

●源泉部会 研修会

テーマ：「年末調整説明等説明会」
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：13：30～16：00

13日(水)

●日帰りバス研修旅行

場所：河口湖紅葉まつり 他

14日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：15

15日(金)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30

18日(月)

●社員研修講座

テーマ：「基礎から学ぶ！
社会保障と公的年金」
講師：A&A Consulting(株)
富山 俊太郎 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～16：00

19日(火)

●米海軍第7艦隊 音楽隊コンサート

会場：カルッツかわさき
時間：18：00～20：30

20日(水)

●納税表彰式

会場：川崎市産業振興会館
時間：16：00～17：00

25日(月)

●青年部会 講師研修会

テーマ：「NEXT ROUND」
～チャンスをつかめ～
講師：元プロボクサー
畑山 隆則 氏
会場：川崎日航ホテル
時間：17：30～19：00

12月

3日(火)

●パソコン講習

テーマ：「エクセル基礎講座」
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：00～16：00

4日(水)

●女性部会 年末研修会

会場：鋼友荘
時間：18：00～

7日(土)～8日(日)

●かわさき市民祭り

会場：富士見公園一帯

17日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30

● 税務無料相談 ●

相 談 日

11月の相談日／5日(火)、12日(火)
12月の相談日／3日(火)、17日(火) 午後1時～3時
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

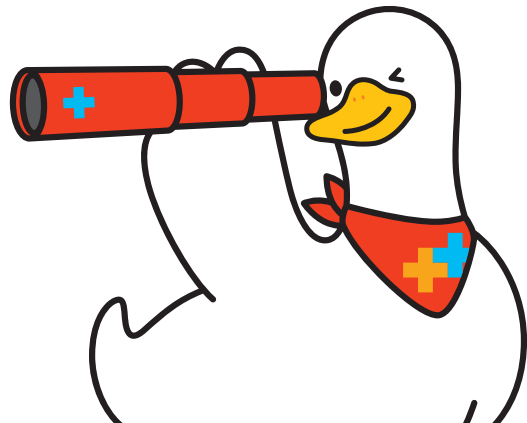
● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所 ☎044-276-8731
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。



見通しのきかない未来に、 堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

! 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

ご契約例



契約者・被保険者
男性 30歳

基本保険金額 500万円

月払保険料 8,940円
(個別/団体取扱)

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳
[各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料：3,218,400円

- 既払込保険料
- 解約払戻金
- 介護保険金
- 死亡保険金
- 災害死亡保険金

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続(介護・死亡同額保障コース)した場合

60歳で解約した場合

60歳の契約応当日日(※)の(解約払戻金)
3,863,415円
累計払込保険料 3,218,400円

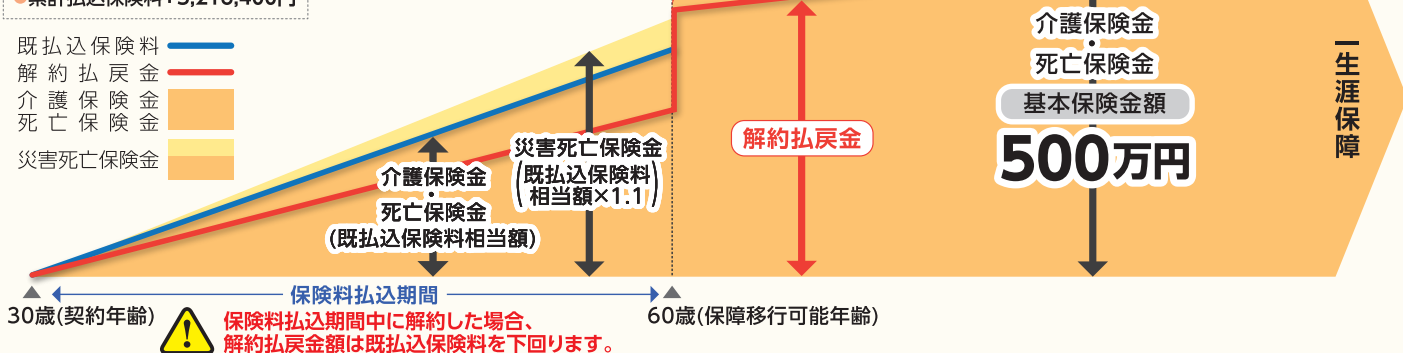
約**64.5万円UP**
戻り率 **120.0%**

70歳で解約した場合

70歳の契約応当日前日の(解約払戻金)
4,252,010円
累計払込保険料 3,218,400円

約**103.3万円UP**
戻り率 **132.1%**

(※)60歳の契約応当日前日までに解約した場合、解約払戻金額は表示額より少なくなります。



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。 ● 保障内容および保険料などは、2024年6月2日現在のものです。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Aflac
アフラック

横浜総合支社 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング15階

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

